**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 29 年 10 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①プレジャートラベル株式会社　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－510号　④プレジャートラベル株式会社　北海道北斗市追分２丁目31番８号　代表取締役　郷内竜　⑤本社営業所　北海道北斗市追分２丁目31番８号　⑥平成18年12月７日　⑧平成29年９月12日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫北海道北斗市追分２丁目31番８号　プレジャートラベル株式会社　代表取締役　郷内竜

Ｃ　①有限会社清水観光サービス　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－550号　④有限会社清水観光サービス　埼玉県狭山市下奥富858番地　代表取締役　清水イネ子　⑤本社営業所　埼玉県狭山市下奥富858番地　⑥平成２年11月30日　⑨平成29年10月10日　⑩1100万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県狭山市下奥富858番地　有限会社清水観光サービス　代表取締役　清水イネ子

Ｂ　①株式会社フェリーチェ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5936号　④株式会社フェリーチェ　東京都台東区千束４丁目２番７号　代表取締役　中村貴徳　⑤本社営業所　東京都台東区千束４丁目２番７号　⑥平成19年７月10日　⑧平成29年７月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都台東区千束４丁目２番７号　株式会社フェリーチェ　代表取締役　中村貴徳

Ｂ　①ＡＮＡテレマート株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2762号　④ＡＮＡテレマート株式会社　東京都品川区大崎１丁目11番１号　代表取締役　浅生岳　⑤本社営業所　東京都品川区大崎１丁目11番１号　⑥昭和62年10月21日　⑧平成26年10月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区大崎１丁目11番１号　ＡＮＡテレマート株式会社　代表取締役　梶田恵美子

Ｂ　①Ｔ＆Ｋトラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6581号　④等々力哲雄　東京都杉並区西荻北５丁目20番18号　⑤Ｔ＆Ｋトラベル　東京都杉並区西荻北５丁目20番18号　⑥平成24年10月４日　⑧平成29年９月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都杉並区西荻北５丁目20番18号　Ｔ＆Ｋトラベル　等々力哲雄

**旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告**

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年 10 月 11 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社テーオーホールディングス　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－236号　④株式会社テーオーホールディングス（旧、株式会社テーオー小笠原）函館市港町三丁目18番15号　代表取締役　小笠原康正　⑤本社営業所　函館市港町三丁目18番15号　⑥昭和62年12月15日　⑦平成29年９月12日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①平田観光株式会社　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２－303号　④平田観光株式会社　石垣市美崎町１番地　代表取締役　冨永若子　⑤本社営業所　石垣市美崎町１番地　⑥平成23年４月11日　⑦平成28年４月10日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社エイ・アール・ツアーズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5906号　④株式会社新井商会（旧、株式会社エイ・アール・ツアーズ）　東京都足立区新田一丁目17番16号　代表取締役　新井二三雄　⑤本社営業所　東京都足立区新田一丁目17番16号　⑥平成19年４月20日　⑦平成29年４月20日　⑧60万円　⑨300万円

Ｂ　①信州観光バス　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－541号　④久保幸子　千曲市大字上山田797番地１　⑤本社営業所　千曲市大字上山田797番地１　⑥平成24年８月20日　⑦平成29年７月12日　長野県知事登録旅行業第３－541号　⑧160万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博